

県営荻野漕艇場における新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止対策について

R2.5.27 県スポーツ課

スポーツ庁のガイドラインを踏まえることとし、特に以下の事項については対応を徹底すること。

1 当日受付時の対応

- ・発熱や症状がある場合のほか、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合等の利用はお断りする。
- ・利用者から下記内容を含む利用者名簿を提出させる。
 - 氏名、年齢、住所（学校名等）、連絡先（※引率者など代表者）
 - 当日の体温（自己申告／不明者のために家庭用体温計を常備）
 - 症状等の有無（発熱、のどの痛みやだるさなど風邪の症状、嗅覚や味覚の異常など）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいるか
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があるか
- ・利用終了後 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ速やかに連絡するよう周知する。

2 利用中の注意

以下、利用者に対し周知、徹底するため、施設への掲示や巡回確認等を行う。

（施設全般）

- ・こまめな手洗い・手指消毒等を徹底すること
- ・マスクを持参し、運動時以外（受付時や着替え時、休憩時等）は、マスクを着用すること
- ・移動や準備等の際は、他の利用者等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること
- ・大きな声での会話、応援等はしないこと
- ・休憩中の飲食等は、他の利用者との間隔をとり、対面は避け、会話も控えめにする

（トレーニングルーム）

- ・入室前後は、必ず手洗い・手指消毒を行うこと
- ・窓を開放し、換気を徹底すること
- ・エルゴメーターについては、1 台おきの利用（稼働半数）とし、隣接利用者との物理的な距離を確保すること

（更衣室、シャワー室）

- ・一度に多くの人数が利用しないようにすること
- ※学校等については、引率者など代表者が適切に指示すること

（ボートを利用した練習）

- ・ボートの使用前後は、必ず手洗い・手指消毒を行うこと
- ・ボートを利用した水上練習は 1 回あたり 1 時間程度にすること

※なお、本対策は 6 月 1 日の再開より実施するものの、大会等の開催に向けては、別途、喜多方市及び主催者等と協議するものとする。